

**早期再就職支援等助成金 提出書類一覧  
雇入れ支援コース(職業訓練計画)**

再就職援助計画の対象者や雇用保険の特定受給資格者である労働者を雇入れ、職業訓練を行う場合の提出書類一覧表となります。

提出期限は、訓練を開始する日の前日から起算して1か月前までです。

訓練は雇入れ日から6か月以内に開始しなければならず、訓練期間は6か月以内となります。

千葉労働局又は管轄するハローワークにご提出ください。

**事業所名**

No.	提出書類	事業主	ハローワーク	留意事項
1	早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)職業訓練計画認定申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボールペンで記入してください。</li> <li>記入及び押印のもらえないかご確認ください。</li> </ul>
2	職業訓練計画(様式第2号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新書式でのご提出が必要です。</li> </ul>
3	職業訓練に関する確認書(様式第3号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象者が複数の場合、個人ごとの申立書が必要です。</li> </ul>
4	Off-JTの実施内容を確認するための書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる書類(事前に対象者に配布したもの等)やカリキュラムなど</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	Off-JT担当講師の職業訓練指導員免許証(写し)や経歴書等専門的な知識・技能を有することがわかる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Off-JTのうち、事業内訓練を実施する場合</li> </ul>
6	OJT 評価シート(様式第5号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OJTを実施する場合</li> </ul>
7	OJT担当講師の経歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
職業訓練計画認定申請の内容に変更が生じる場合				
8	職業訓練計画認定変更申請書(様式第8号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練の内容の追加/職業訓練計画の初日の変更の場合 職業訓練計画の初日の前日までに変更申出書を提出</li> <li>訓練内容の追加以外での訓練内容、総訓練計画時間数、受講者数の変更の場合 変更が生じた日から職業訓練開始後7日以内</li> </ul>
9	職業訓練計画(様式第2号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練実施期間又は職業訓練計画の変更の場合</li> </ul>
確認事項	労働者名簿、賃金台帳等を整備・保管している事業主で(ある・ない)		受付年月日 書類確認者	年 月 日 HW 局
千葉労働局職業対策課 ・ ハローワーク(公共職業安定所) (R06.04.01)				

早期再就職等支援助成金 雇入れ支援コース  
(旧 労働移動支援助成金 早期雇入れ支援コース)

支給要件のご案内 (令和6年4月1日に改定されています)

1 対象労働者の要件

- (1) 「再就職援助計画対象労働者証明書」を持っている方
- New** (2) 「雇用保険の特定受給資格者」である方 ※  
※雇用保険受給資格者証の12(離職理由)の欄に11、12、21、33、31又は32が記載されている方
- (3) 前職を離職してから3カ月以内に再就職をすること

2 対象事業主の要件

- (1) 上記の対象労働者を期間の定めのない労働契約で雇い入れること ※  
(雇入れ日が前職の離職日から3カ月以内であること)  
※試用期間中が有期雇用である場合は支給対象とならないことがあります。ご不明な点がある場合は下記までお問合せください
- (2) 雇入れ日から起算して6カ月以上雇用していること
- New** (3) 前職の賃金と比較して5%以上昇した賃金で雇い入れること ※  
※賃金上昇がない場合は支給対象となりません  
※賃金上昇についてご不明な点がある場合は下記までお問合せください

3 助成金の支給金額

通常助成： 30万円                      優遇助成： 40万円 ※

※優遇助成は、①対象労働者が特例対象者であること、対象事業が一定の成長が認められる事業所であることが必要です。ご不明な点がある場合は下記までお問合せください。

千葉労働局 職業対策課分室  
〒260-0013  
千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6階  
(郵送は5階でお願いします)  
☎ 043-221-4393